

京都市訓令甲第24号
区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表福祉部長の項第8号中「計画相談支援給付費，特例計画相談支援給付費，」を削る。
別表支援課長及び支援保護課長の項中第11号を第12号とし，第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給決定に関する事。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものを除く。

附 則

この訓令は，平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)